

平成30年12月19日（水）

第195回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（10：50～11：05 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○岩田委員長

郵政民営化委員会委員長の岩田です。よろしくお願いたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について、御説明申し上げます。

なお、資料は既に配布してあるとおりです。

本日は、かんぽ生命保険の新規業務に関する意見の取りまとめを行いました。本件は、10月16日にかんぽ生命保険から、新規業務の認可申請が金融庁及び総務省に提出され、その後、両省庁から意見の求めが当委員会にあったことから、当委員会として意見募集、意見提出者からのヒアリング、金融庁・総務省からのヒアリング等を行ってまいりました。

意見募集の結果や、関係者等からのヒアリングのほか、平成27年12月に公表した所見を踏まえ、利用者利便の向上、適正な競争関係、業務遂行能力・業務運営態勢及び経営の健全性の確保等の観点から議論を行い、本日、意見の取りまとめを行ったものです。

本件、新規業務に関する意見について、概要を御説明いたします。

今回のかんぽ生命保険の新規業務のうち、引受基準緩和型商品の創設については、市場において既に広く提供されているとともに、かんぽ生命保険の既存商品に係る業務のノウハウを活用できること、平均余命が延伸する中で一層の利用者利便の向上を図ることができること等から、また、先進医療特約の創設については、市場において既に広く提供されていること、医療環境の変化への対応を期待する顧客のニーズに応えることができること等から、その実施について問題はないとの意見を取りまとめました。

意見につきましては、本日中に金融庁長官及び総務大臣に提出したいと考えており、できるだけ速やかに認可の手続を進めていただきたいと思います。

委員会では主に次のような質疑応答がありました。

ある委員からは、意見案の3ページに「終身保険、養老保険をより広い顧客層に保障を提供できる点において」とあるが、「保障を」という言葉は不要ではないかという御意見がございました。事務局の方からは、御指摘のとおりであり、そのように修正いたしますということで、「保障を」というところを取り除きました。

また、別の委員からは、意見書の1ページに「議決権比率を例示している」と記載されているが、どのような意味か、現在、何%なのかという御質問がありました。本件は、郵政民営化法における考慮事項とされているものであるが、日本郵政によるかんぽ生命保険の議決権保有割合は現状で89%であるというお答えがございました。

委員会での御議論は以上のとおりです。

最後に、郵政民営化委員会の進捗状況についての総合的な検証の意見については、現在、調整中であり、できる限り早期に取りまとめたいと考えております。本日の委員会では、この件については、議論をいたしておりません。

次回委員会の開催時期については、調整中です。

私からは、以上です。

○記者

基本的な考えの中の（２）のところで、「他の生命保険会社への影響」というものが書いてあると思うのですが、これは「利用者の利便性の向上を中心に考えるべきであり、懸念材料があるから実施させないという手法は極力採るべきではなく、できる限り競争を促す方向で検討する」となっているのですが、これは今後も同じであるのかということと、ゆうちょ銀行に対しても同じような考え方をとられるのでしょうか。

○岩田委員長

今、御指摘のありましたのは、配りました意見書１ページの基本的な考え方の部分ですね。これは、平成27年12月の所見で、今後の郵政民営化の推進のあり方に関する民営化委員会の所見ということで出しております。この基本的な考え方は、かんぽ生命保険だけではなく、ゆうちょ銀行の場合にも当然、該当する基本的な考え方と考えてよろしいかと思えます。

それから、ここでは利用者利便の向上と適正な競争関係と、さらに業務遂行能力・業務運営態勢、経営の健全性の確保という四つの観点からこれを審議することになっております。今回の審議でも四つの点についてしっかり吟味したということでもあります。

なお、補足しますと、適正な競争関係ということにつきましては、27年12月の所見におきまして、四つの準則、四つの視点という形で、これを調査・審議することになっておりまして、今回も四つの準則、四つの視点で調査・審議をしております。例を挙げますと、今度の申請のあった商品が定型的なものか非定型的なものであるのか、また、市場価格が存在するのかどうか。また、コア・コンピタンスとの関係はどうかというものが四つの準則の点にかかわる点でありますし、収益の多様化あるいは投資家の期待に応える中期経営計画の展開につきましては、四つの視点の中で述べられておりまして、そうした四つの視点についても吟味した上で、今回の結論に至ったということでございます。

○記者

今、検証で遅れているゆうちょ銀行の限度額の引上げなのですが、これをそのまま当てはめると、金融庁の方から今後、いろいろなシフトの懸念があるという不安材料を示してあって、滞っているような話を聞いているのですが、それであると、この懸念材料があるから実施されないという手法は極力採るべきではないということはどこに当てはまるということになりますか。

○岩田委員長

今の御質問の趣旨は、基本的な考え方との関連で限度額がどうかという御質問ですか。

この委員会でも何度も申し上げておりましたように、限度額についての論点は三つありまして、利用者の利便性、民間との競争関係、それからゆうちょ銀行の経営の状態に与える影響、この三つの点についてよく吟味した上で結論を出すことになっております。ということで、限度額に関する基本的な考え方というのは、新規の商品に関するものとは若干、基本的には同じかと思えますけれども、三つの論点について吟味をして結論を出すことになっております。

○記者

早期に総合的な検証の意見を取りまとめたいと今、おっしゃったと思うのですが、早期というのは年内と思ってよろしいのでしょうか。

○岩田委員長

早期というのは1日でも早くという意味でありまして、もちろんそういうことも含まれるということだと思います。

○記者

限度額のいろいろな報道が出ていると思うのですが、そういった報道について余りコメントをされないような気がするのですが、どういうふうにとめられているのでしょうか。

○岩田委員長

今はまだ、まさに調整中のことでありまして、その途中でいろいろな御提案であったり、お考えを述べられる方もおられると思いますが、個別の報道については調整中ですので、コメントは差し控えさせていただきたいと思えます。

○記者

3年に一度で3年前の春に出して、年をまたぐということが仮にあったとして、それは郵政民営化推進本部、本部長が総理大臣ですが、そこについて急かされているとか、こういう対応をしろとか言われていることはないのでしょうか。

○岩田委員長

御質問については、特に急かされているということはありません。

それから、法律上、期限が区切られているということでもありません。ただ、私どもとしては、できる限り早期にまとめたいと思っております。

○記者

それは、本部長以下本部に理解をいただいているという状況なのですか。

○岩田委員長

特には、本部長の方からそうした御指示は出ておりませんので、私どもとしては、今、最大限の努力をしてできるだけ早くまとめたいと思っております。

(以上)